

あなたとつなぐ
議会
しんじ

No.41 新 城 市 議 会
平成27年5月15日発行

住民投票

新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う

この住民投票は、新城市の新庁舎建設における現計画の見直しについて、2つの選択肢のどちらかに賛成するのか、市民の皆さんの意思を確認するものです。

投票日

平成27年

5月31日(日)

午前7時～午後8時

■ 特集(3月定例会).....	1・2
■ 予算大綱.....	3
■ 代表質問.....	4
■ 一般質問.....	7
■ 議案.....	13
■ 委員会インフォメーション.....	17
■ 住民投票.....	19

四谷の千枚田 上から見た風景

特集

新城市議会3月定例会 ダイジェスト

平成27年度予算を決定する会議として
重要な意味を持ちます。

2月23日 議会運営委員会

20日に出された質疑通告書の確認。

2月24日

代表質問・一般質問通告締切

3月9日から始まる質問の通告
締切日。

2月25日

本会議第1日 予算・決算委員会

会期の決定・予算大綱説明・教育方針説明・議案の審議（提案理由の説明等）。会議の日程を決定し、議案の提案理由が説明されました。補正予算については予算・決算委員会に付託され、審査の後本会議において可決されました。

2月26日

議会運営委員会

24日に出された代表質問、一般質問の通告書について確認。

3月2日

議案質疑通告・資料要求締切

（初日議決案件以外）

初日議決案件以外の議案に対する質疑の通告締切日。

3月3日

議会運営委員会

2日に出された質疑通告書・資料要求の確認。

3月9・10日

本会議第2日

（代表質問及び一般質問）

各議員とも通告に基づいて議論を展開し、市の見解を求めました。

本会議第3日

前日に引き続き一般質問が行われました。

3月11日

本会議第4日

通告に基づく議案質疑の後、議論を深めるため所管の常任委員会へ付託しました。また議員提出第1号議案（新城市自治基本条例の一部改正）、同第2号議案（新城市住民投票条例の一部改正）と同第3号議案（新城市新庁舎建設基本設計の見直しを問う住民投票条例の制定）、意見書案第1号（合併特例債に関するもの）が加藤・白井議員から提出され、審議することが決まりました。

3月12・13日

総務消防委員会

厚生文教委員会

経済建設委員会

3月11日に付託された議案について、執行部出席のもと慎重審査し、いずれも可決すべきものと決定しました。

総務消防委員会では議員提出第1号議案の質疑が行われたところで同提出議案に不備が指摘され、提出者から、議員提出第1号議案、同第2号議案とも事件撤回請求書が議長に提出されました。

2月17日

招集告示

議会運営委員会・議案説明会

議会運営委員会では、議事日程、議案の審議方法等を協議しました。議案説明会では、提出議案の説明を受けました。

2月20日

議案質疑通告・資料要求締切

（初日報告・議決案件）

本会議初日に議決される議案に対する質疑の通告締切日。



議場



3月16日 予算・決算委員会

議長を除く全議員で構成される
予算・決算委員会では、3月11日に
付託された平成27年度当初予算に
関する審査が行われ、いずれも可
決すべきものと決定しました。

3月17日 総合政策特別委員会

総合政策特別委員会に付託され
た、議員提出第3号議案は、提出
者側の撤回により、審査されませ
んでした。

3月20日 本会議第5日

市長提出議案に対して討論の
後、採決を行いました。また住民
投票に係る議員提出第1号議案、
第2号議案、第3号議案の撤回が
承認されました。そこで改めて議
員4名による議員提出第5号議案
(新城市新庁舎建設における現計
画の見直しを問う住民投票条例の
制定)が提出され、それに伴い会
期の延長が審議され、26日までの
6日間延長することが決まりました。



3月23・24・25日 総合政策特別委員会

また同時に議員提出第4号議案
(新城市議会委員会条例の一部改
正)が可決され、意見書案第1号
(合併特例債に係る意見書)は否
決されました。

議員提出第5号議案が、全議員
が納得できるものにするために、
慎重審査が行われました。開票条
件や設問方式について、修正案を
含む多くの議論を行った結果、原
案を可決すべきものと決定しまし
た。

3月26日 本会議第6日

23日から25日までの総合政策特
別委員会での議論を踏まえ、議員
提出第5号議案は可決され、住民
投票が行われることとなりました。

共同提案者4名のうち2名が採
決を棄権する状況になりましたが、
本来の提案理由である、より
市民の声を反映した新庁舎建設へ
向けて、住民投票が必要であると
して可決しました。その後、加藤・
白井議員から、新城市議会基本条
例の廃止、議長への不信任決議、
滝川・鈴木達雄議員に対する問責
決議が提案され、いずれも否決さ
れました。

6月定例会 (予定)

6月 12日(金)	本会議第1日 10時～ 会期の決定、 提案理由の説明等
18日(木)	本会議第2日 一般質問 10時～ ※議会中継
19日(金)	本会議第3日 一般質問 10時～ ※議会中継
22日(月)	本会議第4日 10時～ 一般質問(予備日)、 付託議案の審議、 質疑・委員会付託等
23日(火)	総務消防委員会 9時～ 厚生文教委員会 13時30分～
24日(水)	経済建設委員会 9時～ 予算・決算委員会 13時30分～
29日(月)	本会議第5日 10時～ 討論、採決等

平成27年度 予算大綱

よ さん たい こう



市長 予算大綱説明 要旨

「合併市制10周年・地域創生元年」ひとが、まちが輝く27年度 予算」

3月定例会初日、市長から平成27年度予算編成の基本的な考え方が説明されました。

新市制10年の住民意思を結実

市制10年の歩みの上で、市民が一貫して望むまちの姿は、「誇るべき自然、歴史・文化を守り、利便性を充実させ、地域産業を振興し、安心して暮らし続けられるまち」。その住民意思を確実に実現させていくことを市政運営すべての基礎に捉える。

地域創生元年

人口減少時代に立ち向かう地域創生戦略では、住民主役の地域起点の取り組みこそが効力を発揮する。地域自治区の充実発展に力を注ぐ。

「新城版こども園」、「若者総合政策」の充実。「地域産業総合振興条例」を制定し、若者や女性が活躍

できる社会の実現に取り組む。東三河一体での発展と圏域住民の分け隔てない高度福祉社会実現のため、東三河広域連合を進展させ自治体間連携を強化する。

事業予算の特徴

(総合計画の基本戦略ごとに)
市民自治社会創造

自治基本条例に基づき制度を拡充。若者議会、女性議会を実施し、若者の政策プランコンテスト、25歳成人式を開催。新城地区の自治振興事務所長に市民2名を任用し、市民感覚で地域づくりを展開する。

自立創造

新東名開通、パーキングエリア、道の駅整備に合わせ観光イベントを拡充し奥三河広域観光を促進。特産品開発や市農産物の販路を拡大。インターチェンジ隣接の企業用地開発を促進。人口減少克服をめざす魅力ある地域づくりのため男女の出会いの場を提供。空き校舎を活用し、市内外から若者を受け入れ起業支援。空き家利活用事業に取り組み。

安全・安心のくらし創造

子育て支援では妊婦健康診査に加え、産後の産婦健康診査を実施。児童クラブを1カ所新設し、指導員を拡充。高齢者支援では医療・介護・予防・生活支援機関が連携する地域包括ケア推進モデル事業を実施。健康づくり推進のため健康マイレージ事業を実施する。

環境首都創造

再生可能エネルギーの市域利用可能量を調査。地域集会施設・避難施設への太陽光発電・蓄電池導入に補助。稼働後50年経過のし尿処理施設の抜本的な見直し計画を進める。

行政経営

昨年度作成した公共施設白書をもとに、長期的視点から更新、統廃合、長寿命化を進めるため公共施設等総合管理計画を作成する。

平成27年度予算規模

一般会計	229億9800万円
特別会計	144億4356万3千円
企業会計	64億4222万円
予算総計	438億8378万3千円

教育長 教育方針説明 要旨

「新城教育憲章」を策定

新教育委員会制度となり、教育への首長の権限が増大。教育委員長と教育長が一本化し、教育長が教育行政の実質的代表者・責任者となる。

権限が集中する市長や教育長が変わっても教育の「中立性・継続性・安定性」が担保されるよう「新城教育憲章」を策定する。

子どもの幸福をめざす学校教育

新城の自然・人・歴史文化の三宝を学ぶことで人生の足場をつくり一人ひとりに光をあてるきめ細やかな教育の充実を図る。一名でも特別支援学級を創設。いじめ、不登校対応に小中学校継続した支援を強化する。

共育実現をめざす学校環境整備

学校統合を「世代の継承」復活の機会と捉え、新小学校における共育環境・共育活動を創っていく。

市民が担う「共育」の支援

子どもが基本的な生活習慣やマナーを身につけるために、学校・家庭・地域が協力して行えるよう「共育12(いいに)」の運動を展開していく。

市制10周年「新城三宝」を発信

アウトドアスポーツと市民スポーツの推進

予算大綱とは、予算編成の根本となる考え方・方針です。

代表質問

総務消防委員会



下江洋行議員

代表質問とは、当該議会に所属する会派を代表して行う質問のことですが、本市議会では会派がないため、市長の予算大綱説明に対し、各常任委員会委員が所管分野において質問を行っています。

Q 新庁舎建設事業執行上での実施設計における重点課題は

A 事業費削減や反映できる見直し等を盛り込み、ECI方式を進めたい

新庁舎建設事業を確実に執行する上での実施設計における重点課題は。

市長

①市民・議会・執務スペース、三つの機能に分けて積み上げてきた。新庁舎に求められる機能を最優先し、さまざまな事業費の削減や実施設計に反映できる見直しなども盛り込んでいきたいと思う。先般、施工予定事業者、設計業者、市の会合が持たれ、今後は機能を最優先にし、実施設計に反映できるようにと要請・指示した。

②現庁舎の老朽化に伴う耐震力不足、庁舎分散化などによる市民

サービス・業務効率の低下や情報管理の問題などの早期改善である。

③いかに地域産業の振興や地域産業貢献策を盛り込むかということである。

三つの課題を意識し、行政・設計者・第一施工候補者が協働して機能・品質を確保しながら事業費削減を実現するECI方式での作業を進めていきたいと思っている。

再質問

実施設計に入っているが、現在のVE作業の進捗、コスト削減目標の方針は。

市長

第一施工候補者からVE提案がされており、その中の採用できるものとできかねるものについて仕分けしながら協議を図っている。事業費の概算をだした平成24年度から資材費・労賃の高騰や消費税が上がったこともあり、事業費

の増加傾向があるが、機能を確保した上で抑えうる方策・行うべき見直す点について洗い出しをしている段階である。

Q デマンド交通やスクールバスの有効活用は

A 公共交通を総合的に検証し推進体制の強化をしていきたい

公共バス路線網の充実と利便性の向上及びデマンド交通やスクールバスの有効活用等は。

市長

毎年4回、有識者による公共交通会議を開催している。また、利用しやすい路線バスとするために利用者満足度調査を継続的に行っている。

この要望を踏まえ、バス停の位置の変更やバス停の新設置、乗り継ぎの改善などに努力してきた。今後もバス運行の実情を見極めながら、より利便性の高い効率的なバス運行に努めていく。

スクールバスの有効活用として、通学に使用しない時間帯に市民が利用できるような柔軟な運行体制を構築することやデマンド方式の運行について検証や検討を行ってきたい。

また、新たに公共交通係を設け、

Sバスや民間バスの運行管理以外に、スクールバスや福祉・過疎地有償運送、タクシー業務、JR東海との連携など、市民の足としての公共交通全体を総合的に検証し、推進体制の強化をしていきたい。

Q 公共施設白書をもとに行う具体的作業は

A 委員会を設置し、公共施設のあり方の方針を取りまとめる公共施設白書をもとに、新年度に行う具体的作業と、それを担う組織機構は。

市長

公共施設白書をもとに、長期的な視点に立つて施設の更新・統合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化を図り、公共施設の最適な配置を行うための公共施設等総合管理計画の策定に取り組む。

具体的には、学識経験者及び市民からなる委員会を設置し、今後の公共施設のあり方について幅広い議論を進め、総合的・計画的な管理運営の方針を取りまとめていく。市有財産管理に関わる総合調整を行っている総務部財政課を担当課とし、全庁を挙げた体制づくりに持っていききたい。

代表質問

厚生文教委員会



中西宏彰議員

Q 教育憲章の制定について

A 教育の政治的中立性が

堅持できるような制定する
教育憲章の制定について、合併
10周年を期して制定される教育憲
章の理念と手順について伺う。

教育長

教育憲章の理念は、今回の地教



教育憲章について勉強会を行った

行法の改正により、知事や市長の権限が大きくなり、「教育の政治的中立性」が脅かされそうになってきた。そこで、中立性が堅持できるように教育憲章を制定し、市長と教育委員会の合意のもと、「中立性を守るための防波堤を」を築くものである。

同時に、教育に民意をより反映できるように、市長と教育委員会が協力して「総合教育会議」を開催し、「教育大綱」を策定する。さらにこれまでの教育委員長と教育長を一本化して責任体制を明確にした「新教育長」を置き、迅速な危機管理体制ができるようにする。

制定までの手順は、戦前の中央集権的な教育の反省から、現在の教育委員会が創設された。当初は公選制であったが、昭和31年から任命制に変わり、首長から独立した合議制の執行機関となった。そ

の間、形骸化や不明確さが問題視され、教育再生実行会議や中央教育審議会を経てある程度中立性・独立性が維持された制度となった。

新城市教育委員会では、教育基本法や教育三法の改正、中央教育審議会等の動向を注視する中、教育委員会制度のあり方について議論を続けてきた。教育憲章に特化して協議を重ね、プレ総合教育会議を経て公表に至った。

Q 医師確保の今後の取り組みは

A 在職経験医師の招聘を進め、働きやすい環境整備に努める

地域医療体制について、市民病院における医師確保の現状と今後の取り組みを伺う。

市長

医師確保については、昨年6月末に整形外科医が退職され、以降常勤の整形外科医が不在となり、入院患者の受け入れができない状況になっている。そのため、整形外科医を中心に関連大学の医局、大病院等の医療機関、愛知県等への働きかけを強めている。募集広告や紹介業の活用等に取り組んでいるところである。

しかしながら、大学医局においては、開業する医師が増える傾向

にあり、新たな派遣は困難な状況にあることや、紹介業の活躍においても地域的な条件等により、大変厳しい状況にある。

これまでの取り組みに加え、当院に在職経験のある医師の招聘や情報収集に重点をおき、整形外科医の確保に取り組むとともに、女性医師への子育て支援や若手医師がスキルアップできる研修制度の充実など、バックアップ体制をつくっていく。

Q 児童クラブ指導員の配置拡充は

A 申込みが増加する場合は支援員・補助員の増員で対応する

児童クラブについて、指導員の拡充は今後も発生してくるかと考えているのか伺う。

市長

指導員の配置拡充については、市の定める設備、運営基準に基づき、平成27年度からは、指導員の名称から支援員に改め、1クラブにつき2人以上の支援員若しくは1名の支援員と1名以上の補助員を配置する。今後利用申し込みが増加する場合は、支援員及び補助員の増員で対応を図っていく。

代表 質問

経済建設 委員会



滝川健司議員

Q 若者総合政策での経済建設分野への政策反映と方向性は

A 政策プランコンテストなどが検討されており、地方創生総合戦略の政策形成過程にも反映できるように進めたい

若者総合政策において、政策プランコンテスト、若者総合政策冊子や地方創生総合戦略における経済建設分野への政策反映と方向性について伺う。

市長

若者総合政策の答申直前だが、政策プランコンテストについては、若者総合政策の4本の柱の一つであり、若者の夢が実現するまちの視点に分類される施策で、市内外の若者による政策プランを発表する場である。

若者総合政策冊子については、それを実現するために4本の柱を

立てることの必要性をまとめた冊子となる予定である。

地方創生総合戦略においては、それぞれの地方、地域が独自性を生かしながら、その潜在力を引き出し、多様な地域社会をつくり出すことを基本として、そのために地域資源を掘り起こし、進めていくことが必要とされている。

経済建設分野に関する政策反映については、観光面では若者が注目するアウトドア、一息スポット、グルメ、絶景のPR、また若者の夢を実現するための政策プランコンテスト、空き店舗を利用した起業支援のチャレンジショップ、ITチャレンジ講習などが施策候補に上げられて検討されている。

地方創生が目指すものは、そうした個性豊かな地域社会であり、この若者総合政策が新たな地方創生総合戦略の政策形成過程にも反



開駅し、にぎわうもつくる新城

映できるように、順次進めていきたい。

Q 新東名開通等を見据えた取り組みは

A 本市を訪れる方に地域の魅力を発信する

新東名高速道路の開通、新城インターチェンジの設置を見据えた取り組みについて伺う。

市長

新東名インターチェンジに近接する道の駅「もつくる新城」で、高速道路を利用して本市を訪れる方にさまざまな観光情報、地元食材を生かした飲食物の提供を通して、地域の魅力を発信する計画である。

また、高速道路に隣接する輸送の優位性と内陸地の安定した地盤を利点とする企業用地開発を進め

るとともに、関連する周辺の道路整備などについて、順次取り組んでいるところだが、さらに加速をさせていきたい。

Q 地域集会施設への太陽光発電システム等の導入は

A 周知を図り、各地区へ情報を提供していきたい

地域集会施設への太陽光発電システムまたは蓄電池設備導入について伺う。

市長

この制度は、地球温暖化の防止と地域で非常用電源を確保することを目的に、地域集会施設への太陽光発電システムまたは定置用の蓄電池を設置する経費に対して補助をするもので、太陽光発電設備に対しては、1キロワット当たり10万円、上限40万円の補助、蓄電池については太陽光が設置できない場合、国の補助制度に合致する機器である場合は、機器の補助対象経費の3分の1、上限50万円の補助を予定している。

新たに打ち出す制度なので、周知を広く図り、利用を促進していきたいと考えている。また各地区へもその情報を提供していきたいと思っ

一般質問とは、議員が市の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行の状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求めまたは疑問を質すことです。



山崎 祐一議員

Q. 新城版こども未来館の必要性は

A. 共育の拠点となる学校を新城版こども未来館にしたい

力は全国学力学習状況調査で、平成22年度小学6年生が平成25年度中学3年生になったときの結果を比べると、国語、算数・数学の両科目で正答率が伸び、全国平均を上回る状態が維持されている。

②③教育委員会では施設という視点ではなく、こういった活動が親子の触れ合いについて効果的かというソフト面からの観点で事業を進めている。共育の教育理念のもと、学校を核とし、家庭・地域が一体となって子どもとともに育っていくことを実践している。

創設する新城教育憲章や共育を理念で終わらせず、実践の場として、新城版こども未来館が必要だと考える。子ども・子育て支援新制度も始まる。そこで以下伺う。

① 新城市内の子どもたちのスポーツ力は進化しているか。合わせて学力はどのように伸びているか。

② 雨天の際に、親子で触れ合える公共施設は充足していると考えられているか。

③ 新城版こども未来館の必要性についてどう考えるか。

教育部長

① 本年度の小中学校の体力テストの結果を見ると、県・全国平均より上回っている種目が多い。学

現在、作手地区総合整備事業では、共育の視点で設計を進めている。施設開設後には、地元地域を巻き込んだ様々な活動が、晴雨に関係なくいつでも行える施設となる。今後もこのように各学校施設を活用しての親子・地域との触れ合いの場を創設していきたいと考えている。

共育の拠点となる学校を、新城版こども未来館にしたいと考えており、こども未来館の建設は現在のところ計画していない。

その他の質問項目

市民と市職員の協働について



柴田賢治郎議員

Q. 過疎地有償運送事業の可能性は

A. 市内での運行実績はないが、空白地域への導入は考えられる

運行計画に重きを置いて、公共交通総合連携計画の見直しとともに、小中学生の通学や、高齢者・障害者の対応、JR東海との連携協議、過疎地有償運送のあり方などを市内で横断的に検討することとした。

③ 事前の乗車予約により運行形態が変わるデマンド型交通は、毎日の通学に利用する児童・生徒に不便をかける場合も考えられ、慎重に検討していきたい。過疎地有償運送は市内での運行実績はないが、公共交通網の空白地域に導入していくことは十分考えられる。

④ 鳳来地区では一つのNPO法人が福祉有償運送を行っている。今後ますます需要は高くなると考えられ、NPO法人の育成や公共交通網への参画しやすい環境を整えることも重要である。

ボランティアによる運送は道路運送法との関係もあり難しい問題でもあるが、関係機関と連携を密にし、慎重に検討していきたい。

住民参加による公共交通網の確保は、現在鳳来地区で二つの組織が活動しており、検討を進めている。

① 鳳来北西部の教育拠点集約に伴う、児童送迎の計画について。

② 行政課に新しく設置予定の公共交通係の設置の経緯について。

③ オンデマンドバス及び過疎地有償運送事業の可能性について。

④ NPO・ボランティア育成事業と住民参加による公共交通網の確保について。

教育部長

① マイクロバスが連谷・海老方面から1台、島田・塩瀬方面から1台、ワゴン車が愛郷・只持方面から1台の計3ルートにより対応を行うことになっている。

総務部長

② 専従の係を設け、バス路線の

その他の質問項目

新東名開通に伴う観光行政の充実について



加藤 芳夫議員

Q. 市街地縁辺整備事業制度と推進は

A. 指定要件を満たす区域ができれば申請していきたい

調整区域内の農地転用と建築許可について、以下の考えを伺う。

①農振除外が可能な場合と用途

②目的外用途で建築した場合の処分は。

③市街地縁辺整備事業の制度と推進について。

産業・立地部長

①農業振興地域の農用地の除外については、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に規定される要件を満たす場合に、農業振興地域整備計画を変更している。この計画変更は農地転用許可申請に先立ち手続きを必要とする。用途については、「農用地以外の

用途」とされており、農業用施設に供される土地以外の用途となり、都市計画法など他法令の許可の見込みがあれば除外することになる。

建設部理事

②本市は都市計画法における許可権限を有していないので許可権者である愛知県の対応となる。建築物の所有者等の事情聴取や現地調査により、法的に問題がある場合は、是正に向けた指導を行う。その内容や手続きについては、許可権者によって所定の対応がとられることになる。

③市街地縁辺集落制度は、市街地調整区域であっても市街化区域に近接し、都市施設がある程度整備され、都市計画法第34条第11号に基づく愛知条例に指定された区域において、住宅を建築する要件が緩和される制度である。本市ではこの制度を活用し、これまで4区域の指定を行っている。今後も愛知県条例における指定要件を満たす区域ができれば、地権者の意向を確認しつつ申請を行っていきたく考えている。

その他の質問項目

住民投票について
種の香看護専門学校について

白井 倫啓議員

Q. 空き家対策に何が必要と考えるか

A. 移住者の受け入れ体制の構築が必要と考える

地域創生室の設置に関連して、以下伺う。

①合併後人口減少に歯止めがかからなかった原因をどのように分析しているか。

②空き家対策に何が必要と考えるか。

③この組織に与える権限は何か。

企画部長

①人口減少の原因については、平成27年度に、専門家の意見等を参考に人口推計と分析を考えている。現時点では一般的なものであるが、総務省の分析から、人口が流出する要因は若者の学業、就職等による大都市への流出としており、本市においてもその傾向が強

いと認識している。定住者が増えない要因は、地方と大都市の経済雇用格差と考えている。

②本市では、空き家対策として4月から空き家バンク制度を開始する。これは、市内に存在する空き家について、賃貸又は売却を希望する所有者から物件情報の提供を求め、空き家バンクへ登録し、内容を入居希望者へ情報提供を行い、マッチングを図るものである。この制度を活用し、空き家の解消を図っていくことを考えている。

また、併せて空き家改修費補助金制度の実施を予定しており、移住者の受け入れ体制の構築などが必要になってくると考えている。

③地域創生室では、本市の人口減少の要因・課題を調査・分析するとともに人口減少対策に関連する政策の検討、庁内調整等地域創生の総合事務を行っていく予定である。事務の内容としては、まち・ひと・しごと創成法に基づく、本市の「地方振興ビジョン」「地方版総合戦略」の策定に関する事務や、空き家利活用事業等を実施していく予定である。

その他の質問項目

新城市住民投票条例について



長田 共永議員

Q. 新たな市民体育館建設の計画は

A. 市が建設する方法以外に県も絡めた検討をしていきたい

替えとして使用し、新たな市民体育館の建設については、市が建設する以外にも愛知県に要望するなどして検討している。

② 現段階では、プール再開は考えていない。桜淵公園再整備計画の検討の中で声の高い、水遊び施設の意見を尊重したい。

③ 青年の家は築後40年が経過し、トイレなど施設の老朽化が進んでいる。水道管の敷設替え等一部修理は行ったが、給湯ボイラーについては修理不能な状態のため、宿泊の受け入れは当分難しいと考える。

④ DOS事業については全庁的な取り組みの中で新規事業を推進したいと考えている。

⑤ 体育協会、スポーツ推進委員会については、スポレク祭、マラソン大会等、密に連携して、スポーツ振興に努めている。また、DOS事業の実施についても地域の体育振興会等にも併せて協力いただき、非常にありがたいと思っている。

その他の質問項目

中心市街地のまちづくりについて

明るく元気な生活を送るうえでスポーツに親しむことは大きな意義がある。本市の更なるスポーツ振興に向けて以下伺う。

- ① 新たな市民体育館建設の計画について伺う。
- ② 休止している市民プール再開の可能性は。
- ③ 青年の家でのスポーツ合宿再開の可能性は。
- ④ DOS事業について、今後新規事業の計画は。
- ⑤ スポーツ振興における体育協会との連携協議はどのようなようであるか。

教育部長

① 当面は、市内の体育施設を代



小野田直美議員

Q. 中学生議会で質問の東郷中学校給食のコバエ対策は

A. 給食室の窓を閉めて調理できるように空調設備を検討

生徒たちの豊かな感性から出された意見を市政に反映させるため、これまで行われた3回の中学生議会から質問する。

① 東郷中学校では大量に発生したコバエが給食に混入するため、給食が停止になった。この対策は。

② 老朽化した小中学校の建て替え計画は。

教育部長

③ 被災地支援に関する生徒の提案で今後検討していくものは。

① コバエ対策はさまざま試みたが解決には至らなかった。窓を閉めると調理員の健康や食中毒など問題が発生するため、空調設備での対応を検討していきたい。

② 平成27、28年度で作手小学校

建設、鳳来寺小学校改修工事を計画している。耐震対策は建物構造の耐震化は完了しており、非構造部材の耐震補強を計画的に進めていきたい。平成27年度は、鳳来東小学校・作手中学校体育館、千郷中学校武道場の吊り天井補強を計画している。今後は建物を改修し、使用年数を伸ばす長寿命化を進めていく考えである。

総務部長

③ 被災地に関する報告会や講演会などを通じ状況を知ること、多くの生徒に防災意識の向上や知識を習得してもらい、市の防災活動を担う一人となってもらえるような施策を行っていきたい。

再質問

給食を安心して食べたいという生徒の気持ちを考え、老朽化した給食室の整備や給食の提供方法を考える時期が来たのではないか。

教育部長

今後給食室改修には相当な予算と敷地が必要になる。また、調理員確保や給食センター方式、給食費の問題と合わせて議論を重ね、給食全体の検討をしていきたい。

その他の質問項目

ハートフルスタッフについて



村田 康助議員

Q. まち・ひと・しごと創生総合戦略への取り組みは

A. 成果が出るよう、新設の地域創生室で検討していく

全国各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的かつ持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生総合戦略に取り組んでいる。本市として戦略策定に

① 地域経済分析システムを活用するの
② 人的支援制度を活用し、人材確保を図るのか伺う。

企画部長

①分析システムは、企業間の取引きや人の流れなどのデータから地域特性を分析するものである。4月以降に公開されるので積極的に利用していく。

②地方創生コンシェルジュという、総合戦略を策定するにあたり

各省庁の職員が相談を受ける人的支援制度がある。愛知県担当として16省庁34人がいるので本市においても積極的に活用する。また、常勤の副市長や幹部職員の派遣を受けられることも可能だが、平成27年度は予定していない。今後、各市町村の状況を見て検討したいと思う。

再質問

地方創生は人づくりが重要である。県内の大学との連携の考えは。

企画部長

大学に限らず産業界、行政、金融機関、労働者、新聞記者等の様々な意見を取り入れるため、協議会的組織を立ち上げる予定である。

再質問

愛知県の市の中で唯一の消滅都市であることを逆手に取り、コンシェルジュからいい意見を取り入れることが得策である。

企画部長

今後、具体的な案件や疑問が出ましたら相談をしていきたいと思ふ。

その他の質問項目

学校教育におけるIT機器の活用について



山口 洋一議員

Q. 新城南部企業団地に進出の産廃施設業者への庁内対応は

A. 住民説明をするよう事業者に会って要請した

この1年、市の産廃対策会議の他、環境を守る市民の会、ママの会等それぞれの対応があった。

その中で、事業者が「反対運動が起きている状況で、質問への回答、住民との話し合いはできない。」と市との話し合いで言っていたことが新聞報道された。

① これを受けて庁内での対応策は。

② 許可権限を持つ愛知県に対し、事業者の社会的責任を具申したか。

環境部長

①事業者の社長に対して、産廃対策会議からの質問に回答し、事業の住民説明を行うことを要請するため、3月2日に副市長が社長

と直接話をした。

②許可権限を持つ愛知県資源循環推進課に対して、この状況を伝え、状況を共有している。

再質問

副市長と社長との話し合い結果はどうであったか。

副市長

一般的に企業が事業を始める場合、地域と情報交換し、一定の理解を得て進んでいくのが本来の姿である旨伝え、話し合いをしました。その中で、地域や産廃対策会議から出ている質問の回答についても遅れているが、できるだけ早く答えたいという回答をいただき、責任を持って住民の前で話し合いができる土壌を作っていくと社長から話があった。

再質問

愛知県と情報共有している内容はどのようなものか。

環境部長

事業者が社会的責任を果たさなことは市としても遺憾であることとを伝え、県からも強く指導することを話している。

その他の質問項目

公用車の管理状況について



鈴木 眞澄議員

Q. 認知症サポーターを活用した認知症対策について

A. 理解者、支援者増加のため、サポーター養成講座を開催

認知症対策を強化するため以下伺う。

- ① 認知症サポーター養成のための市の取り組みは。
- ② 多くの世代を巻き込むため、子供のうちから認知症を理解する機会が必要です。県からも通達があるようだが、小中学校での取り組みはいかがか。
- ③ 徘徊高齢者の搜索のため、幅広い関係団体が連携する「見守り SOS ネットワーク」を市において設立するか、また、搜索の模擬訓練の実施予定は。
- ④ 徘徊高齢者の早期発見のため、認知症サポーターに搜索へ協力いただくなどのサポーター活用案は。

⑤ 認知症患者の徘徊は広範囲になることもある。早期発見・保護のため、近隣市町村との広域的な連携をどのように取り組むか。

市民福祉部長

① 養成講座を市は平成20年から開催し、現在1011人の受講者がある。今後も養成講座を開催する。

② 授業に合わせた形での養成講座も可能であるので、希望により調整する。

③と⑤合わせて回答する。県の認知症高齢者徘徊 SOS ネットワーク事業として、この1月から広範囲に情報を求める体制が出来上がった。今後搜索の模擬訓練も具体的に検討していく。

④ サポーターの活用であるが、特別にお願いはしていないが、搜索時の情報提供や通報など協力いただけると思う。

教育部長

② 共有活動を通じて地域の高齢者と交流を進め、子供の成長に応じた福祉の心を育んでいる。養成講座も短縮した形での実施が可能なのである。総合的な学習の中で扱える項目として学校に紹介する。



浅尾 洋平議員

Q. 市民体育館の代替機能は

A. 新たな市民体育館については関係機関等と協議、調整していく

新庁舎建設について以下伺う。

① 現行案である5階建て、9千㎡、総事業費50億円の合理的根拠は。

② 新庁舎建設が鹿島建設に決定しつつあると報告した理由と第一施工候補者の選定経過は。

③ 市民体育館の代替機能は、今後どうなるのか。

総務部長

① 便利で快適なサービスの提供、業務効率向上、情報保全等を図るため本庁機能は一棟集約とした。

庁舎を市民、議会、執務スペースに分類し直接、必要な機能の検討をしていた。個々の機能に必要な面積を積み上げ機能兼用等を図り、目標の9千㎡以下とした。

また25年3月末に示した49億700万円は、本体工事の30億円や委託等ベース事業費、附帯関連事業費、環境配慮事業費の総事業費の概算である。

② 入札不調が頻発している状況に対応するため、設計段階から施工業者のノウハウ生かすVE協働方式を採用すると説明させていただいた。(現在は、国交省のモデル事業でECI方式と呼称)

昨年10月から本年1月にかけて4回のプロポーザル評価委員会を開催し、技術提案とVE提案のプレゼンテーション、ヒヤリングを行い、評価点の最も高かった鹿島建設をECI方式の第一施工候補者として意思決定した。

なお、技術提案は企業秘密であるため公開はできない。

③ 市内にある体育施設、青年の家、勤労青少年ホームを代替施設として利用していただいている。

今後、新たな市民体育館については関係機関、関係団体と協議、調整していく。

その他の質問項目

産廃問題について

平成27年度教育方針説明と教育憲章案について

合併市制10周年について



鈴木 達雄議員

Q. 総事業費の限度目標額を設定すべきでは

A. 最終的な事業費のつかみは27年9月を目途に進めている

新庁舎建設事業について以下伺う。

- ① 建設物価変動への対応と確実な発注施工につながる対策は。
- ② 総事業費の限度目標額を設定すべきではないか。
- ③ 実施設計時における見直し可能な範囲、事項は。
- ④ 事業に関する丁寧な市民説明を再度行うべきではないか。

総務部長

① 現在取り組んでいる機能、品質を確保しながらコスト削減を図るE C I方式でのV E協働作業により大幅なコスト削減策の検討を進めている。

E C I方式は、施工候補者と実

施設設計段階からV E協働作業で事業費削減の検討を進めるので、実設計完了後に、随意契約による早期の契約、工事着手が可能と考

えている。
② E C I方式でのV E協働作業を行っている段階であり、限度目標額の設定はできない。最終的な事業費のつかみは27年9月を目途に進めている。

③ 建設事業費高騰の影響を踏まえると大きな見直しが必要だと考えている。

現在取り組んでいるE C I方式でのV E協議会において、代替案削減案として、あらかじめ範囲や項目を限定することなく、あらゆる視点で検討していきたい。

④ 現在予定しているものとして、庁舎建設事業のその時々々のトピックスを「広報ほのか」に連載するほか、特集号、市政番組「いいじゃん新城」などで説明していくことを考えているが、状況に応じ様々な手段を検討していきたい。

その他の質問項目

自立した生活を支える移動手段の確保について

平成26年度 政務活動費

政務活動費とは、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派または議員に対し、交付することができる金銭的給付のこと。(自治法第100条第14項～第16項)

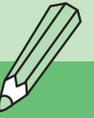
平成26年度政務活動費の収支報告をお知らせします

(平成26年4月～平成27年3月分)

氏名	交付額	支出額	返還額	主な使途
浅尾 洋平	150,000円	150,000円	0円	広報紙発行、コピー機リース料ほか
柴田 賢治郎	150,000円	81,070円	68,930円	調査研究、コピー機リース料・コピー代ほか
打桐 厚史	150,000円	85,204円	64,796円	研修参加、コピー機リース料・コピー代
小野田 直美	150,000円	150,000円	0円	広報紙発行、コピー機リース料ほか
山崎 祐一	150,000円	150,000円	0円	研修参加、広報紙発行、コピー代ほか
村田 康助	150,000円	150,000円	0円	研修参加、広報紙発行、コピー代ほか
山口 洋一	150,000円	85,183円	64,817円	研修参加、コピー機リース料・コピー代
下江 洋行	150,000円	123,150円	26,850円	研修参加、広報紙発行、コピー代ほか
白井 倫啓	150,000円	150,000円	0円	研修参加、広報紙発行、コピー代ほか
長田 共永	150,000円	7,463円	142,537円	コピー機リース料
鈴木 達雄	150,000円	115,097円	34,903円	研修参加、広報紙発行、コピー代ほか
滝川 健司	150,000円	112,098円	37,902円	研修参加、コピー機リース料・コピー代
中西 宏彰	150,000円	52,019円	97,981円	研修参加、コピー機リース料・コピー代
丸山 隆弘	150,000円	10,439円	139,561円	コピー機リース料・コピー代
鈴木 眞澄	150,000円	8,570円	141,430円	コピー機リース料・コピー代
加藤 芳夫	150,000円	150,000円	0円	研修参加、広報紙発行、コピー代ほか
菊地 勝昭	150,000円	52,218円	97,782円	研修参加、コピー機リース料・コピー代
夏目 勝吾	150,000円	7,463円	142,537円	コピー機リース料

※詳細については後日掲載されるホームページをご覧ください。

議案



主な議案の内容

市議会3月定例会は2月25日から3月20日までの24日間の会期の予定でしたが、本会議第5日に会期延長の動議が提出され、26日まで6日間延長しました。

この定例会では、各会計の新年度予算や条例の制定、補正予算案件など市長提出96議案、議員提出議案、決議案等について慎重審議を行いました。

議案の内容

◆公共施設等総合管理計画策定委員会条例の制定

公共施設白書をもとに、市が所有する公共施設等を、総合的かつ計画的に管理するための公共施設等総合管理計画の策定に関し、必要な事項を調査・管理するための委員会を設ける。

◆個人情報保護条例及び情報公開改正

マイナンバー法の施行に伴い、特定個人情報の収集・利用提供に係る規定を整備する。

◆特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の

一部改正

法律の一部改正により教育委員長と教育長が一本化されることから、教育委員の項を改めるとともに、自治振興事務所長に市民を任用するため、非常勤特別職と位置付け、報酬の額を定めるなどの規定を整備する。

◆支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の制定

①保育料の算定基礎を所得税額から市町村民税所得割課税額に改める②国が定める新たな所得階層区分に基づき、現行の10階層を17階層に細分化③学齢区分の3歳、4歳以上を統合し、3歳以上に改めるなど。

本市独自の措置により、年少扶養控除の規定をみなし適用することで、子どもの多い家庭の負担軽減を図る。

◆教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定

法改正により、教育長が一般職から特別職に代わるが、職務専念義務があるため、条例により職務専念に関する規定をする。

◆教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部改正

法改正に伴い、新制度移行後は、教育委員会の強化を目的に委員を1名増加し、教育長及び6名の委員で構成する。

◆いじめ対策人権サポート委員会及び新城市いじめ対策人権問題調査委員会条例の制定

いじめ防止の対策を実行的に行えるようにしたり、重大事態に対処したり、発生防止のため制定する。

◆市有財産の無償譲渡

従来から地元で管理してきた実態に則し、無償譲渡する。

「建物・土地」2件

上平井公民館、有海勤労者センター

ター

「建物」1件 野田公民館

◆財産の取得

作手小学校建設事業用地を取得する。

◆人権擁護委員の候補者の推薦

椋木繁太郎氏

◆平成26年度一般会計補正予算

歳入歳出それぞれ1億4698万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ235億1569万9千円とする。

◆平成27年度一般会計予算

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ229億9800万円と定める。

◆東三河広域連合議会議員の選挙

東三河広域連合議会議員として、山口洋一議員、下江洋行議員、鈴木達雄議員を選出。

また、広域連合3月臨時会において、鈴木達雄議員が監査委員に選出される。

◆新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の制定

※19ページ参照

議案とは、議会の議決を経るため、長または議員もしくは委員会が、議会に提出する案件のことです。



公共施設白書

議決結果一覧

議案番号	議案名	審議結果	議案番号	議案名	審議結果
報告1	専決処分事項の報告（工事請負契約金額の変更）	報告	54	平成27年度新城市富岡財産区特別会計予算	原案可決
報告2	専決処分事項の報告（工事請負契約金額の変更）	〃	55	平成27年度新城市黒田財産区特別会計予算	〃
1	新城市公共施設等総合管理計画策定委員会条例の制定	原案可決	56	平成27年度新城市庭野財産区特別会計予算	〃
2	新城市事務分掌条例の一部改正	〃	57	平成27年度新城市一畝田財産区特別会計予算	〃
3	新城市総合計画審議会条例等の一部改正	〃	58	平成27年度新城市八名井財産区特別会計予算	〃
4	新城市行政手続条例の一部改正	〃	59	平成27年度新城市吉川上林組財産区特別会計予算	〃
5	新城市個人情報保護条例及び新城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正	〃	60	平成27年度新城市長篠財産区特別会計予算	〃
6	新城市特別職報酬等審議会条例等の一部改正	〃	61	平成27年度新城市大野財産区特別会計予算	〃
7	新城市一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部改正	〃	62	平成27年度新城市七郷財産区特別会計予算	〃
8	新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正	〃	63	平成27年度新城市川合池場財産区特別会計予算	〃
9	新城市職員の退職手当に関する条例の一部改正	〃	64	平成27年度新城市海老財産区特別会計予算	〃
10	新城市財産区特別会計の設置に関する条例の一部改正	〃	65	平成27年度新城市山吉田財産区特別会計予算	〃
11	新城市財産区管理会条例の一部改正	〃	66	平成27年度新城市作手財産区特別会計予算	〃
12	新城市精神障害者医療費の支給に関する条例の一部改正	〃	67	平成27年度新城市新城市市民病院事業会計予算	〃
13	新城市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例の一部改正	〃	68	平成27年度新城市水道事業会計予算	〃
14	新城市介護保険条例の一部改正	〃	69	平成27年度新城市工業用水道事業会計予算	〃
15	新城市介護保険事業運営協議会条例の一部改正	〃	70	市有財産の無償譲渡	〃
16	新城市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正	〃	71	市有財産の無償譲渡	〃
17	新城市支給認定子どもの教育及び保育に係る利用者負担額に関する条例の制定	〃	72	市有財産の無償譲渡	〃
18	新城市保育所並びにへき地保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	73	財産区有財産の無償譲渡	〃
19	新城市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定	〃	74	財産の取得＜作手小学校建設事業用地＞	〃
20	新城市教育委員会の委員の定数を増加する条例の一部改正	〃	75	人権擁護委員の候補者の推薦	異議なし
21	新城市教育委員会教育長の給与等に関する条例の廃止	〃	76	新城市辺地に係る総合整備計画の策定	原案可決
22	新城市いじめ対策サポーター委員会及び新城市いじめ対策人権問題調査委員会条例の制定	〃	77	市道の路線廃止	〃
23	新城市就学指導委員会条例の一部改正	〃	78	市道の路線認定	〃
24	新城市公民館の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	79	平成26年度新城市一般会計補正予算（第7号）	〃
25	新城市有海勤労者センターの設置及び管理に関する条例の廃止	〃	80	新城市千郷財産区管理会委員の選任	同意
26	新城市若者定住促進住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	81	新城市東郷財産区管理会委員の選任	〃
27	新城市農業集落排水施設の設置及び管理に関する条例の一部改正	〃	82	新城市塩沢組財産区管理会委員の選任	〃
28	平成26年度新城市一般会計補正予算（第6号）	〃	83	新城市鳥原組財産区管理会委員の選任	〃
29	平成26年度新城市国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃	84	新城市吉川組財産区管理会委員の選任	〃
30	平成26年度新城市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）	〃	85	新城市吉川上組財産区管理会委員の選任	〃
31	平成26年度新城市国民健康保険診療所特別会計補正予算（第2号）	〃	86	新城市小畑財産区管理会委員の選任	〃
32	平成26年度新城市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）	〃	87	新城市中宇利財産区管理会委員の選任	〃
33	平成26年度新城市宅地造成事業特別会計補正予算（第2号）	〃	88	新城市富岡財産区管理会委員の選任	〃
34	平成26年度新城市水道事業会計補正予算（第2号）	〃	89	新城市黒田財産区管理会委員の選任	〃
35	平成26年度新城市工業用水道事業会計補正予算（第2号）	〃	90	新城市庭野財産区管理会委員の選任	〃
36	平成27年度新城市一般会計予算	〃	91	新城市一畝田財産区管理会委員の選任	〃
37	平成27年度新城市国民健康保険事業特別会計予算	〃	92	新城市八名井財産区管理会委員の選任	〃
38	平成27年度新城市後期高齢者医療特別会計予算	〃	93	新城市塩沢上組財産区管理会委員の選任	〃
39	平成27年度新城市介護保険事業特別会計予算	〃	94	新城市塩沢下組財産区管理会委員の選任	〃
40	平成27年度新城市国民健康保険診療所特別会計予算	〃	95	新城市吉川上林組財産区管理会委員の選任	〃
41	平成27年度新城市簡易水道事業特別会計予算	〃	96	新城市吉川下組財産区管理会委員の選任	〃
42	平成27年度新城市農業集落排水事業特別会計予算	〃		東三河広域連合協議会議員の選挙	当選
43	平成27年度新城市公共下水道事業特別会計予算	〃	意見1	合併特例債の適用期間の再延長を求める意見書	否決
44	平成27年度新城市地域下水道事業特別会計予算	〃		議員提出第1号議案 新城市自治基本条例の一部改正の撤回の件	承認
45	平成27年度新城市宅地造成事業特別会計予算	〃		議員提出第2号議案 新城市住民投票条例の一部改正の撤回の件	〃
46	平成27年度新城市千郷財産区特別会計予算	〃		議員提出第3号議案 新城市新庁舎建設基本設計の見直しを問う住民投票条例の制定の撤回の件	〃
47	平成27年度新城市東郷財産区特別会計予算	〃	議員4	新城市議会委員会条例の一部改正	原案可決
48	平成27年度新城市塩沢組財産区特別会計予算	〃	議員5	新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例の制定	〃
49	平成27年度新城市鳥原組財産区特別会計予算	〃	議員6	新城市議会基本条例（条例第20号）の廃止	否決
50	平成27年度新城市吉川組財産区特別会計予算	〃	決議1	夏目勝吾議長に対する不信任決議	〃
51	平成27年度新城市吉川上組財産区特別会計予算	〃	決議2	鈴木達雄・滝川健司議員に対する問責決議	〃
52	平成27年度新城市小畑財産区特別会計予算	〃		白井倫啓議員・加藤芳夫議員の議会運営委員辞任の件	許可
53	平成27年度新城市中宇利財産区特別会計予算	〃			

第28号議案

反対討論

浅尾洋平議員

①新庁舎建設事業の補正予算がある、②マイナンバー法に係る補正が行われている、③新城地区こども園、小学校建設事業、山村交流事業などの事業の繰り越しや延期について、納得のいく説明がなされていないと感じる、以上の3つの理由から反対する。

賛成討論

下江洋行議員

本年度の歳入見通し及び歳出事業の執行見込みにより必要となる予算額の調整を行うものであり、事業等の一部前倒しを行い、市民サービスの向上を図るために必要な予算執行を行うものである。確定している事業について異議を申すのは適切ではなく、事業の繰り越し等について審議する必要性があるため、賛成する。

(賛成多数により可決)

第36号議案

反対討論

浅尾洋平議員

予算案に反対する理由は、①合併10周年を迎え、合併したメリット・デメリットを冷静に分析した上でなければ地域創生元年などと

議員提出第5号議案

反対討論

浅尾洋平議員

今回の議案の投票内容には、選択肢がどちらとも見直してであり、現計画が入っていないため、投票する市民が混乱するものである。唯一の条件である市道東新町桜淵線の路線の変更も市民からよくわからないという声も寄せられている。

9,200名の思いに限りなく近づけるための修正がなされていない現条例案には断固反対する。

賛成討論

長田共永議員

本条例の目的は、本市の新庁舎建設における現計画を見直すに当たり、住民の意思を確認することが目的である。今後の情報提供でこれまでの市民を含めた議論や議会の議決結果、土地形状や利用のあり方、合併特例債の適用の有無等を公正に示し、誰もがわかりやすい情報の提供を目指しながら、誰もがわかりやすい設問にしなければならぬ。

本条例によって実施される住民投票が多くの人々が納得し、新城市民にとって有意義になることを述べ、賛成する。

反対討論

小野田直美議員

説明書をつくり、市民には丁寧に説明していくとの話もでていますが、説明書はあくまで不足分を補うものであり、それに頼ることを前提とし、良しとするのは納得いかない。市民にわかりやすい説明をし、わかりやすい説明書をつくることはたしてできるのか心配であり、反対する。

賛成討論

下江洋行議員

現在、実施設計を進めている新庁舎建設事業は、概算事業費を出した平成24年度時点と比べ、建築資材や人件費の高騰で計画の見直しは避けられない状況であり、多くの市民がかかわってきた経緯を踏まえれば、現計画を見直すには見直しの方法について住民投票を行う必要があるという考え方に基づいているものと理解する。

公平公正で、きめ細かい情報提供に最大限力を注ぐことこそ公平な判断をもらうために最も重要視すべきポイントであると考え、賛成する。

(賛成多数により可決)

第79号議案

反対討論

浅尾洋平議員

①手堅い歳入予算を組んだ点、②人口減少に対する施策として、若者議会、女性議会、25歳成人式など積極的な取り組みが見られる点、③自治振興事務所長として市民2人を任用するなど新しい措置を講じた点、以上の点から評価できると考え、賛成する。

(賛成多数により可決)

賛成討論

長田共永議員

①急な追加議案で十分に議論ができていない、②イベント中心のまちおこしと呼ぶべき事業が多く組み込まれている。よって反対する。

国の補正予算成立に伴うもので、本補正予算に関する事業は、国の補助金措置を受けることが市民のためにないと判断し、賛成する。

(賛成多数により可決)

委員会インフォメーション

総務消防委員会

委員／◎下江洋行、○村田康助、柴田賢治郎、長田共永、丸山隆弘、加藤芳夫

3月12日に議案16件を審査し、慎重審査の結果、いずれも全会一致で可決すべきものと決しました。

委員会審査での質疑について主なものを報告します。

公共施設等総合管理計画策定委員会条例の制定

問／策定委員の業務は。

答／公共施設白書で明らかになる実態を、学識経験者の指導のもとで、市民の幅広い意見を踏まえ総

合的な計画づくりを進めていく。

新城市個人情報保護条例及び新城市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正

問／マイナンバー制度のメリットは。

答／メリットは行政の効率化である。情報の照合、転記等の時間・労力が大幅に削減される。複数の業務間の連携により作業の重複が削減される。

辺地に係る総合整備計画の策定

問／実効性の確保及びメリットは。

答／計画は国へ申請し認められることになるので、実効性はある。メリットは辺地対策事業債が適用される。元利償還金の80%に相当する額が、普通交付税の算定に用いる基準財政需要額へ算入され、

厚生文教委員会

委員／◎中西宏彰、○菊地勝昭、浅尾洋平、小野田直美、鈴木達雄、鈴木真澄

管内視察を行いました

厚生文教委員会では、平成26年5月23日、26日、11月10日、11日、平成27年1月19日、20日の6日間、所管施設の現状と課題について管内視察を実施しました。

特に、小中学校では、学習支援員（ハートフルスタッフ）、スクー

防災教育のさらなる充実が必要ではないかという声が委員会での議論にあり、その点を重点に視察しました。

また、本市の大切な宝である、子どもたちのために各学校現場で生の声を聞き、短い時間ではありましたが、有意義な視察を行うことができました。委員会（議会）としても未来ある子どもたちの健

やかな成長のためにはしっかりとサポートしていきたいと思えます。

2月26日には、教育長始め5名の教育委員、教育部長と「新城教育憲章（案）」について議論を行いました。地域や家庭で幸福が築けるよう、「共育」、「新城の三宝（自然・人・歴史文化）」を活し、「新城共育12（いいに）」を実践しながら教育憲章創設に向けて取り組んでいるという、教育委員会の新城教育に対する強く熱い想いを聞いて各委員も共感しました。

厚生文教委員会所管の 新年度予算（抜粋）

- 中学校施設整備費 113,808千円
（千郷中学校武道場吊り天井補強工事〔23,649千円〕、学校トイレ洋式化工事〔15,720千円〕など）
- 児童福祉施設整備事業 324,427千円
（中央・城北こども園を統合し、新設こども園を建設〔261,866千円〕など）

総務消防委員会所管の 新年度予算（抜粋）

- 自治基本条例運用事業 10,409千円
（若者議会・政策プランコンテスト〔4,580千円〕、25歳成人式の開催〔2,000千円〕など）
- 地域活性化推進事業 54,319千円
（つげの活性化ヴィレッジ活用経費〔5,047千円〕、市内空き家調査の実施〔4,078千円〕など）

有利な起債である。

委員会とは、議会の内部組織として、本会議における審議の予備的審査、調査機関として設置される審議機関の事です。

経済建設委員会

委員／◎滝川健司、○山崎祐一、山口洋一、打桐厚史、白井倫啓、夏目勝吾

道の駅「もつくる新城」が平成27年3月21日(土)OPEN

この道の駅は、広域交通の結節点に立地することから、地域間の連携を推進する役割を担うとともに、観光情報の発信拠点の役割を期待するもので、ここを起点として地域産業の振興を願っています。平成26年6月定例会で(株)名鉄レストランを指定管理者として指定して以降、管理運営に係る基本協定書の策定について助言、指導を重ねてきました。この指定管理者制度は、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、経費の節減を図ることを目的として創設された制度です。しかし、この道の駅については指定管理料は支払わず、維持管理費負担金として営業利益の20%を納入していただくこととしました。

設置及び管理に関する条例には、道路利用者に快適な休憩場所の提供に併せ、地域産業の振興を図ることとしており、基本協定書には雇用の場の確保として、市内居住

者の優先雇用や地域経済への配慮として、商品などの調達にあたっては市内業者優先とすることを規定しました。

新城南部企業団地の産廃対策

新城南部企業団地に産業廃棄物中間処理施設が進出することについて、周辺地域の環境への影響が懸念されています。このことに関し本委員会では、調査研究を行ってきましたので、その状況を報告します。

●(旬)環境テクシス(豊川市白鳥町)
日時..平成27年1月22日
目的..食品汚泥の発酵堆肥製造
状況の視察

技術力と総合力を基に、資源を循環させるといふ観点から、環境を保全し、地域社会に貢献するという経営理念を掲げており、高品質なりサイクルと低コストの実現を図っている事業所です。堆肥工場では、下水道汚泥の積み込み時に、規定の高さを維持すること、水分調整の副資材として、効率の

良いダンボールの粉を使用すること、受入量を調整し、適量を保つことにより、5週間で完全に発酵させているそうです。工場は開放状態で、脱臭装置は未使用ですが、良好な発酵状態を維持することが、最善の臭気対策であるとのことでした。

●(株)マーコ及び田原市役所
日時..平成27年1月27日
目的..タナ力興業堆肥の実態調査・視察

化学肥料優先の今の農業を昔に戻す必要があると唱えているのは、(株)マーコの会長青山さんです。下水道汚泥と食品残渣を焼却処分することが決して良いとは思ってないが、タナ力興業には、「臭いが出るものは受け入れない。」と、臭気対策については、強く改善を求めているそうです。

田原市役所の環境部及び産業振興部との打ち合わせでは、環境保全協定に、具体的なペナルティーの項目を含めることが必要であること、良い堆肥かどうかは疑念があるが、田原市の調査では法的にクリアされているとのことでした。

●株式会社大地(岐阜県瑞浪市)
日時..平成27年1月28日
目的..有機肥料(大地の匠)の

製造現場視察

ここも脱臭装置を使用せず、自然の力で発酵させています。良質なバクテリアを導入して、仕込み時点で70℃になる手法を用い、好気発酵を促しているそうです。水分調整用の副資材としては、おが粉と紙製給水シートを用いています。

●愛知県豊川浄化センター
日時..平成27年2月23日、
目的..堆肥原料となつている下水道汚泥の調査及びバイオマスパーク構想視察

センター内の処理工程から出る汚泥の状況を確認し、ヒ素などの重金属等のチェック方法や安全性、有用性の観点、堆肥化における問題点などを、豊橋技術科学大学の大門教授、愛知県の担当者から聞きました。重金属のチェックと安全性は、十分に確保ができており有効利用については、バイオマスパーク構想における再生水を食物工場で利用すること、汚泥はメタン発酵させ、取り出したバイオガスを発電や二酸化炭素に溶解させて、海藻工場で利用。残渣に関しては個液分離し吸引式堆肥化装置を通し高品質肥料の製造を考えているとのことでした。

住民投票

平成27年3月26日に可決された「新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例」は、議員4名の共同提案によるものです。

今回は、この条例が可決されるまでの経緯を報告します。

※住民投票とは、投票により直接住民の意思を確認するもので、方法は常設型の新城市住民投票条例によるものと地方自治法（市長発議、議員発議、署名による住民の直接請求）によるものの2つがあります。

新庁舎建設事業は、平成17年合併時から市長マニフェストに掲げられ、基本構想、基本計画、基本設計の各段階で市民参加や市民説明会を行うとともに、広報ほのかやケーブルテレビ、ホームページ等で市は情報を伝えてきました。

議会では、用地補償、体育館の解体、測量、基本設計、実施設計等の関連予算及び市道東新町桜淵線の路線変更について議決してきました。

しかし、平成27年2月に、市民団体による新庁舎建設基本設計の見直しを問う住民投票を求める署名活動が開始されました。また、併せて3月11日、加藤・白井両議

員が議員発議による住民投票条例制定を求める議案を提出しましたが、不備があり撤回されました。

3月定例会最終日の3月20日、加藤・白井両議員と滝川・鈴木達雄両議員から2つの住民投票条例議案提出の動きがありました。話し合いの結果4名で条例案を共同提案しました。

審議時間を確保するため26日までの6日間会期延長し、総合政策特別委員会で3日間慎重審査した後、本会議第6日に、賛成12名、反対2名、加藤・白井両議員は棄権、(欠席1名と議長は採決に加わらず)にて本条例は可決され、住民投票が行われることとなりま

した。

「新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例」は、投票年齢が20歳以上から18歳以上に引き下げられたこと、市民まちづくり集会を開催することが特徴です。

詳しくは、市のホームページから検索できます。

■新城市議会↓最新の情報↓
■議員提出議案↓
■議員提出第5号議案

住民投票は、**5月31日(日)**に行われます。住民投票広報をご覧のうえ投票所までお出かけください。

お知らせ

議会運営委員会委員の辞任願が白井倫啓議員、加藤芳夫議員から提出され、後任に山口洋一議員、村田康助議員が指名されました。また、議会運営委員会副委員長に山口洋一議員が互選されました。

経済建設委員会において、白井倫啓議員から副委員長の辞任願が提出され、選挙の結果、山崎祐一議員が当選されました。



議会だよりは、議会活動を皆さまによりわかりやすくお伝えするために、No.41から「議会しんしろ」としてリニューアルしました。各ページ文字の大きさや書体を統一して読みやすくし、ところどころに用語の解説を入れました。また毎回特集を組んで時事トピックスを掲載します。

あなたと議会をつなぐ「議会しんしろ」を今後ともよろしく願います。

編集委員

委員長／鈴木達雄

下江洋行 打桐厚史

柴田賢治郎 小野田直美

●ご意見、ご感想等ございましたら、**議会事務局**

(電話) **2317657**

(メール)

gikai@city.shinshiro.lg.jp

までご連絡ください。